

四日市市なや学習センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年9月24日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第37号

四日市市なや学習センター条例の一部を改正する条例

四日市市なや学習センター条例（平成11年四日市市条例第13号）の一部を次のように改正する。

改正後					
別表（第7条関係）					
区分	基本利用料金の上限額（円）				
	午前	午後	夜間	全日	延長
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで	（一時間につき）
（略）					
音楽室	（略）				
附属設備等	（略）				
備考					
(1)及び(2) （略）					
(3) 会議室及び音楽室の利用者が、営利事業を目的とするものである場合（第6条第2項第3号に該当する場合を除く。）又は受講料、資料代その他これらに類するものを徴収する場合の利用料金は、上記の基本利用料金に100分の200を乗じて得た額を加算する。					

改正前					
別表（第7条関係）					
区分	基本利用料金の上限額（円）				
	午前	午後	夜間	全日	延長

	午前 9 時から正午まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 6 時から午後 10 時まで	午前 9 時から午後 10 時まで	(一時間につき)
(略)					
音楽室	(略)				
工学演習室	<u>3, 330</u>	<u>4, 400</u>	<u>6, 280</u>	<u>13, 980</u>	<u>3, 300</u>
附属設備等	(略)				

備考

(1) 及び (2) (略)

(3) 会議室、音楽室及び工学演習室の利用者が、営利事業を目的とするものである場合（第 6 条第 2 項第 3 号に該当する場合を除く。）又は受講料、資料代その他これらに類するものを徴収する場合の利用料金は、上記の基本利用料金に 100 分の 200 を乗じて得た額を加算する。

(4) 工学演習室の利用者が、工学演習室をコンピュータ講習以外の目的若しくは業務のための研修の目的に使用する場合又は受講料、資料代その他これらに類するものを徴収する場合の利用料金は、上記の基本利用料金に 100 分の 300 を乗じて得た額を加算する。

附 則

この条例は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。

(市民文化部市民協働安全課)